# オンラインにおける居場所づくりについて

令和3年度第2回白井市子ども・若者育成支援協議会資料

生涯学習課 社会教育班 主事補 鈴木

# 第1回会議を終えて

## 〇二一ト・ひきこもり相談会のオンライン相談を開始する

- ・12月よりオンラインでの相談を可能とした
- ・市公式LINE、市公式Twitter、広報しろい(1月15日号)で周知
- ・これまでの電話での申し込みに加え、電子申請サービスでの申し込みを開始
- ・毎月広報しろい15日号に掲載している相談会の記事に電子申請サービスの 二次元バーコードを掲載
- ・1月末現在、電子申請サービスからの申し込みは1件あったが、オンライン 相談の申し込みは0件



開始したばかりのため引き続き募集を続け、次年度会議の際に報告する

## 〇オンラインにおける居場所づくりを検討する

第1回会議終了後、課内において、オンラインにおける居場所づくりを実施するにあたりどのようなことが必要なのか検討を進めた。 また、実際に実施しているオンライン居場所に職員が参加し、改めて、オンライン居場所を実施するにあたっての課題を整理した。

#### 【課題1】実施するための根拠が薄い

アンケートから「居場所」が必要な人が少数ながらもいることが分かったが、 市の「白井市第5次総合計画後期基本計画」やそれに関連する個別計画(し ろい子どもプラン、地域福祉計画、教育振興基本計画など)において、実施 に向けた計画準備や実施の有無などについて読み取れる箇所がない。

#### つまり・・・

- ①現行の様々な計画上に「義務教育を終えた若者(15歳~概ね39歳まで)」の居場所づくりを市として実施するための根拠がない。
- ②若者の居場所づくりの必要性を示すデータ不足。

#### 【課題2】「ハコ(ハード)」と「ヒト(ソフト)」の準備不足

アンケートでオンライン上に居場所を求めている人がいたことや、新型コロナウイルス感染症により多くの人が対面で集える状況をつくることが難しいことから、参加しやすい環境としてオンラインを検討した経緯があるが、現時点でニート・ひきこもり相談会やその他の事業においてオンライン相談を受けている実績はない。

また、居場所づくりを実施するためには、参加者が集える場所「ハコ」が必要であるが、現状、市内において参加者が集うための場所として使える施設は限られている。

#### つまり・・・

- ①ターゲットとする若者たちが集まったとして、その場をコーディネートする人がいない(職員に知識がない、市内団体等にも実績がない)
- ②オンライン居場所で得る個人情報保護の管理方法の検討が必要
- ③実施するために必要な人材育成やインターネット環境の整備に対する準備 期間の確保が必要
- ④通年実施するための専用の場所の確保が必要

#### 課題1・2を整理した結果

- ・オンライン居場所は、参加しやすい環境でもあり、困っている人には有効 な居場所になると考えられるが、実施するまでに解決しなければならない 課題がどうしても多くなってしまう
- ・特にプライバシーの確保や情報の流出問題なども考えられ、近年中に実施 まで運ぶことが難しいと予想される
- ・次回の白井市総合計画の策定準備が2023年ごろからとなることもあり、今 すぐに実施に向けた検討より、もう少し長い期間を見据えて、実現可能な方 針を検討していく方が、協議会においても有意義な会議運営ができるのでは ないか



整理した結果を踏まえ、委員長と事務局の方向性を確認し、オンライン居場所づくりの検討の前に、その前段階として何が必要なのかを委員長と事務局とで検討し、代替案を提案することとした。

事務局から代替案として以下の3案を提案

- 【案1】次期の白井市第6次総合計画(2026~2035)に盛り込むべき子ども・ 若者支援施策や事業について検討する
- 【案2】市内公民館等を管理・運営している指定管理者の仕様に"居場所づくり"を 盛り込む
- 【案3】居場所づくりや居場所運営の担い手を育成・発掘し、市が居場所づくりを サポートする仕組みを検討する

#### 【案1】次期計画に盛り込むべき子ども・若者支援施策について検討する

現行の白井市第5次総合計画(2016~2025)では、子ども・若者の居場所づくりや支援に関する取組がフォーカスされておらず、新規事業の開始が難しいため、次期の白井市第6次総合計画に盛り込む子ども・若者の居場所づくりや支援に関する事業や施策の具体的な内容を検討していく。

※子ども・若者育成支援推進法第9条においては、地方公共団体は、子ども・若者 計画を策定するよう努めることとされている。

現行の第5次総合計画(2016~2025)では、"ときめきとみどりあふれる快活都市"を将来像とし、以下の3つの戦略をもとにまちづくりに取り組んでいる。

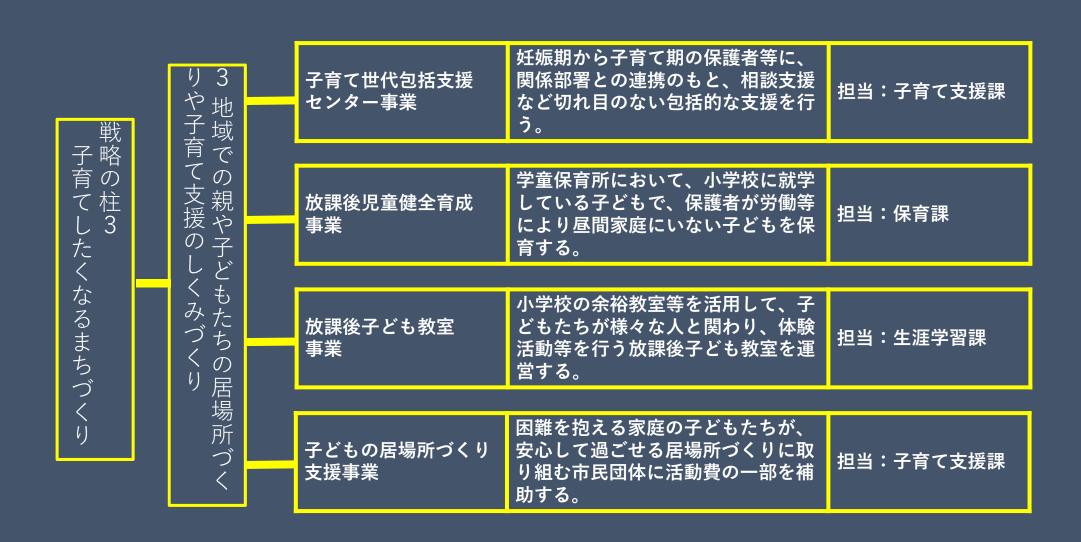
若い世代定住 プロジェクト みどり活用 プロジェクト

拠点創造 プロジェクト

なかでも、子ども・若者世代に係る事業は、若い世代定住プロジェクトにおいて 次ページのプロセスで実施されている。

※全プロジェクトのロジックモデルについては資料1を参照

## 第5次総合計画後期基本計画におけるロジックモデル(抜粋)



#### 各事業概要

子育て世代包括支援 センター事業	妊娠・出産・子育てに関する業務担当課が連携し、相談者に合わせた切れ目 ない、きめ細やかな支援を行う相談窓口。平日8時30分〜17時15分まで子育 て支援課窓口にて相談を受け付ける。
放課後児童健全育成 事業	保護者が働いているなどの理由で、昼間学校から帰宅しても保育する人がいない小学校1年生から6年生の児童をお預かりして、安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る学童保育所を市内全小学校に設置。
放課後子ども教室 事業	市内小学校に通う児童を対象に、地域の参画を得て学習支援や多種多様な体 験及び活動が行える機会を提供するとともに、放課後の安心で安全な居場所 づくりの一助となることを目的として放課後子ども教室を実施。現在は白井 第二小学校、大山口小学校、池の上小学校の3校で実施している。
子どもの居場所 づくり支援事業	子ども食堂や学習支援活動など、子どもの居場所づくり活動を支援する地域 活動団体に対して、事業の周知や情報共有の場の提供などの支援を行う。 ※子ども食堂及び学習支援の詳細は資料2・3を参照

現行の計画では、以上のように、子育て世代や小学生までを対象とした事業が多くみられる。

## 【案2】市内公民館等を管理・運営している指定管理者の仕様に"居場所づくり"を 盛り込む

生涯学習課が所管する公民館及び公民館類似施設計5か所の指定管理者に対して、 それぞれ居場所づくりを事業として実施するよう依頼するため、具体的な内容に ついて検討する。

#### 【生涯学習課で管轄している公民館及び公民館類似施設】

- ①西白井複合センター(公民館・児童館・図書室・老人憩いの家)
- ②白井駅前センター(公民館・児童館・図書室・老人憩いの家)
- ③桜台センター(公民館・児童館・図書室)
- ④学習等供用施設(公民館類似施設・児童ルーム・図書室・老人憩の家類似施設)
- ⑤青少年女性センター(福祉センター内)
- ※各所在地については、資料4を参照

すでに各公民館及び公民館類似施設では、資料 5 · 6 のとおり様々な事業を実施しているが、より子ども・若者の居場所となり得るような要件や事業、仕様書 (資料 7 参照)に盛り込むべき内容を検討いただく。

## 【案3】担い手を育成・発掘し、市が居場所づくりをサポートする仕組みを 検討する

居場所づくりや居場所運営の担い手となるような地域人材を発掘・育成できる 事業を検討する。

また、実際に居場所づくりに取り組む個人や団体に対し、事業の周知や情報共有の場の提供などの活動に対するサポートを行う仕組みづくりを検討する。

#### 【検討事項の例】

- ・居場所づくりや居場所運営の担い手としてどんな人材が必要なのか
- ・居場所づくりや居場所運営の担い手の発掘・育成どんな事業が適切なのか
- ・実際に居場所づくりに取り組むにあたって、行政のサポートが必要なのは どんなことなのか 等

## 【代替案についてご意見を】

- ・それぞれの代替案の良い点、もっとこうした方がよい点
- ・事務局案以外の代替案

など・・・

今後の方向性について、ここまでご覧いただいた資料を ふまえてご意見をお寄せください。

【回答期限】令和4年3月25日(金) 【回答方法】メール又は郵送で生涯学習課 鈴木まで

皆さんからの意見をふまえ、今後の方向性を検討していき ます。